

男女共同参画に関する意見・相談等の 申出制度について

人権政策課では、男女共同参画に関する意見・相談等の申出制度を実施しています。
制度は①男女共同参画推進施策などについての意見・苦情等と、②性別を理由とする人権侵害などの相談に分かれています。

① 男女共同参画推進施策などについての意見・苦情等

市が実施する施策について、性別にかかわらず様々な活動に参画する機会を制限したり、性別役割分担意識に基づく不適切な運用をしていると考えられる場合などに、意見・苦情等の申出ができます。

1. 申出 ⇒ 2. 専門委員の聞き取り ⇒ 3. 調査 ⇒ 4. 対応の報告

という流れになります。

ただし、申出の内容が私人間の争いであると判断される事項など、申出の対象外になる場合もあります。

② 性別を理由とする人権侵害などの相談

性別を理由とする人権侵害や、男女共同参画の実現を妨げている要因に基づく人権侵害を受けた場合の相談に応じます。

必要に応じ、法務省の人権擁護機関^{※1}や、特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会^{※2}などの関係機関と連携し、必要な支援を行います。

※1 法務省職員または人権擁護委員

※2 人権相談をはじめ、各種相談や人権啓発事業を枚方市が委託している団体

○申出方法

対 象：市内在住、在職、在学の方

申出書：枚方市役所別館5階 人権政策課で配布。枚方市ホームページからも取り出しできます。

提出先：人権政策課 男女共同参画係（郵送・FAXでも可）

枚方市 市長公室 人権政策課 男女共同参画係
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
TEL：072-841-1424 / FAX：072-841-1700
E-mail：jinken@city.hirakata.osaka.jp